

中国間接税情報

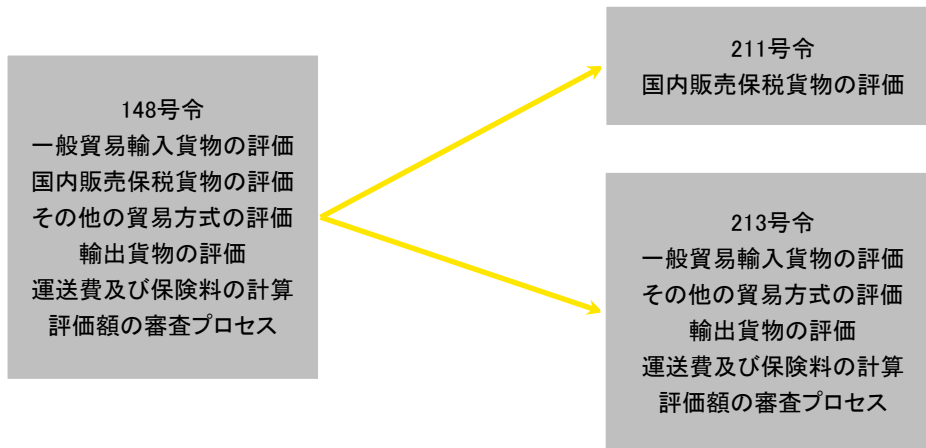
輸入貨物の関税評価額に対する審査方法に関する重要な改定

概要

先日、税関総局は新たな関税評価額の評価方法を公布し、これまで未解決であった問題を明確にし、また保税貨物と非保税貨物に関する規定を細分化した。新たに公布された二つの税関行政規則は、それぞれ「中華人民共和国税関による国内販売保税貨物の関税評価額の審査方法」(税関総局令[2013]第211号、以下「211号令」とする)及び「中華人民共和国税関による輸出入貨物の関税評価額の審査方法」(税関総局令[2013]第213号、以下、「213号令」とする)であり、従来の関税評価審査方法であった税関総局令[2006]第148号(以下、「148号令」とする)に代わり適用される。

上記の2つの新通達は2014年2月1日より施行される。今回の改定は、2006年に税関総局が148号令を公布して以降の約八年間において、中国税関が行った唯一の輸入貨物の関税評価の審査方法に対する重大な調整と考えられる。

新たな総局令の公布に伴い、関税評価方法の体制及び内容に多くの改定がもたらされた。その内、主な改定点は、国内販売保税貨物(加工貿易マニュアル(手冊)の対象であり国内販売の際に課税が必要とされる保税貨物、税関特殊監督管理区域から国内販売される保税貨物又は保税物流貨物を含む)に対する関税評価に関する規定の具体化であり、これらの取引形態については、単独の規定である213号令が制定されたことである。また、従来の148号令の包括的な構成枠組み及び多くの条項は213号令に踏襲され、一般貿易などの貿易方式に応じた関税評価管理の適用が継続される。また、未解決であった一部の問題が明確にされた。税関の関税評価に対する審査方法に関する改定点は以下のとおりである。



上述の体系の改定に加え、輸入貨物の関税評価の実質的な規定及び手続き規則についても重要な改定が行われた。主な改定点は以下のとおりである。

- ▶ 世界税関機構で採用されている「販売取引を取り巻く環境のテスト」方法の追加
- ▶ 税関特殊監督管理区域内で生じた保稅倉庫等の費用は関税評価額に含まないことの明確化等(従来、これらの費用の多くを関税評価に加えるように要求されてきた)

関税評価は貨物の輸出入プロセスの中核に位置し、輸入関税、輸入増徴税、輸入消費税等の企業の間接税の税負担に重大な影響を及ぼす。上記の二つの新たな関税評価額の審査方法の公布及び施行に伴い、輸出入企業、特に、保稅区、保稅物流園区、保稅港区、総合保稅区、輸出加工区、保稅物流センター等の税関特殊監督管理区域を通じて保稅加工又は保稅物流に従事する企業、及び区域外において加工貿易に従事する製造企業は、新たなチャンスやチャレンジに直面することが想定される。

本「中国間接税アラート」では、従来の148号令との対比を通じて、211号令及び213号令による主な改定点と、これらが輸出入企業にもたらす影響に言及する。

211号令による主な改定点

輸出指向型のシンプルなサービスの形態から、同時に国内市場もターゲットとする形態への製造業の転換に伴い、中国における保稅貨物の国内販売業務の規模は次第に増加してきた。従来の148号令においては、当該業務モデルに直接に関わる実質的な規定が四つ定められていたが(第二十七条から第三十条)、当該規定の改定や拡充を目的として211号令が公布された。

211号令においても、WTOが提唱し148号令においてすでに採用されている「取引価格」の原則が踏襲され、税関は、国内販売保稅貨物の関税評価額を当該貨物の取引価格に基づき決定することが明確にされた。この基礎の下、148号令と比べ、211号令では、各状況に応じて中国税関がどのように国内販売保稅貨物の関税評価額を確定するかがさらに明確になり、また一部の規定について一定の調整が行われた。各法令における関税評価額の取扱いの違いは以下のとおりである。

国内販売取引の種類		関税評価額の基礎	
		148号令	211号令
進料加工	保税原材料又はその完成品の国内販売時	原材料の元の輸入取引価格	変更なし
	複数回に分けて輸入され、国内販売時に元の輸入貨物と照合ができない場合	明確に規定していない	輸入原材料の取引価格の加重平均価格
来料加工	保税原材料又はその完成品の国内販売時	同様又は類似貨物の輸入取引価格	変更なし
進料加工/来料加工	スクラップ又は副産品の国内販売時	国内販売価格	国内販売価格 (さらに、いくつかの特殊な状況に対して具体的に規定)
	転廠を行った貨物の国内販売時	規定されていない	転廠価格
保税区	保税区内企業による保税輸入原材料又はその完成品の国内販売時	同様又は類似貨物の輸入取引価格	国内販売価格
	加工した完成品の一部に国内で調達した原材料が含まれる時	完成品に含まれる中国国外から調達した原材料の元の輸入取引価格	変更なし
保税区を除く税関特殊監督管理区域	国内販売する保税原材料又はその完成品	同様又は類似貨物の輸入取引価格	国内販売価格
税関特殊監督管理区域、保税監督管理区域	国内販売する保税物流貨物	左記の区域から区外への輸入時の販売価格 (左記の区域内で発生した倉庫、輸送及びその他の関連費用が上述の販売価格に含まれていない場合、当該費用等は関税評価額に含める)	左記の区域からの搬出時の国内販売価格 (左記の区域内で発生した保険料、倉庫料、輸送費用及びその他の関連費用が当該国内販売価格に含まれており、個別に明記される場合には関税評価額に含めない)

上述の事項に加え、211号令においては、ここ数年の間に税関特殊監督管理区域で行われた新興の研究開発、試験及び展示業務に関わり、どのようにその国内販売貨物の関税評価額を審査するかについても規定された。

213号令による主な改定ポイント

213号令は、148号令の全体的な体系枠組みと大部分の内容を引き継いでいるため、改定ポイントは多くないもの主として下記の改定ポイントが挙げられる。

改定	内容
追加項目	販売取引を取り巻く環境のテストに関する規定が追加された。すなわち、「税関は、貨物の販売に関わる状況に対する審査を通じて、一般的な商慣習と相違がないと認められる場合、特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を及ぼさないと判断する。」 「荷卸前」、「荷積前」に関する定義が追加された。
修正項目	輸入貨物に係る運賃の課税基礎が「実際に支払われた費用」から「買い手により実際に支払われた費用又は支払われるべき費用」に修正された。もし運賃及びそれに関連する費用の金額が確定できない場合、「当該貨物に係る同時期の正常な運送コスト」に基づき決定する。 「ほぼ同時」の定義が修正された。 「メディア」（テープ、マグネティックディスク、CD）の定義が修正された
削除項目	保税貨物の国内販売に係る関税評価についての条項が削除され、国内販売保税貨物の評価については213号令が適用されないことが明確となった。 国境取引に関する規定のうち、鉄道又は道路運賃及びこれらに関連するその他の費用の計算に関する条項が削除された。 輸出貨物の関税評価額に算入されない関連費用の中から、「貨物の対価の中で個別に明記される売手が負担するコミッション」が削除された。

所見

148号令は、211号令及び213号令の施行に伴い、2014年2月1日に廃止される予定である。148号令は、基本的に「1994年関税及び貿易総協定第7条に関する協定」（「関税評価協定」）に記載される主な原則及び関税評価方法に従い作成されたものであり、保税貨物及び非保税貨物を含む様々な関税評価の技術的領域を網羅していた。

今回の関税評価方法に関する最大の改定点は、148号令の内容が二つの規定に細分化され、今後、異なる貿易形式・モデルに対しそれぞれ異なる関税評価の規定及び評価プロセスが適用されることである。

- ▶ 一般貿易及びその他の貿易方法における輸入貨物の課税評価額の決定は、新たに公布された213号令に従う。
- ▶ 加工貿易マニュアル（手冊）を通じて行われる保税貨物の国内販売及び保税区、輸出加工区、保税物流区、保税港区等の税関特殊監督管理区域における保税加工貿易貨物及び保税物流貨物の販売による課税評価に対する審査は新たに公布された211号に従う。

保税貨物の国内販売及び税関特殊監督管理区域を通じ輸入された貨物は、事業上の取引形態が一般貿易とは異なるため、税関評価の実務においても特殊性が存在する。既存の中国税関の組織構造上、日常の関税評価に対する調査は税関総署の中に特別に設置された商品価格情報部門及び税関総署の管轄下にある税関部門が実施している。さらに、中国税関は加工貿易監督管理部門を別途に設置しており、保税加工貿易及び税関特殊監督管理区域の管理を担当させている。今回の改定に伴い、今後、保税貨物の国内販売及び税関特殊監督管理区域を通じて輸入された貨物に対する税関評価を担当する部署が変更又は調整されるか否かについてはまだ明確にされていない。

また、輸入貨物の課税価格への評価に係る実質的な規定及び手続き規則にも大きな改定が行われた。特に、税関は、数多くの具体的な問題について明確にし、従来の規定に対し修正及び補足を行った。上記の修正及び補足は、関税評価の透明性かつ整合性に対し、よい影響を与えるものであり、輸出入企業の税関申告に対する効率化が期待される。具体的には以下のとおりである。

- ▶ 外商投資企業：国際的に導入されている「販売取引を取り巻く環境のテスト」が213号令により新たに導入された。これにより、企業は関連者取引における輸入貨物に対する移転価格税制の観点からの説明が可能となる。税関に対する価格算定方法の合理性を証明できる機会が増えることが期待されると同時に、移転価格と関税との説明の整合性により留意を要する。
- ▶ 税関特殊監督管理区域／保税地域に所在する企業：当該区域／場所で発生した保険料、倉庫料、運賃及びその他の関連費用は関税評価額に含まれないこととされたため、輸出入企業の輸入に関わる税負担を低減させることができる。
- ▶ 税関特殊監督管理区域において、保税加工業務に従事している企業：保税原材料あるいは完成品を国内販売するときの関税評価額は、同様又は類似する貨物の輸入取引価格ではなく、直接に当該企業の「国内販売価格」を基礎として関税評価を行うこととなった。この評価方法の導入により、従来に比べ、確実性及び柔軟性がもたらされた。
- ▶ 加工貿易に従事している保税区外の生産型企业：保税原材料を複数回に分けて輸入していることにより、国内販売時に貨物ごとの照合ができない場合、企業は輸入原材料の取引価格の加重平均価格を関税評価額とすることができるようになった。この評価方法の導入により、保税貨物の国内販売による税関評価に係る不確実性を減少させることができる。

148号令は比較的完備された法令であり、主な原則及び関税評価方法は『関税評価協定』に基づいており、詳細かつ技術性の高い条項もあれば、具体的なプロセスに関する条項（例えば、価格の妥当性に関する質疑、価格交渉等）も含まれている。148号令が211号令及び213号令の二つに区分されることにより、上述の148号令における規定が211号令及び213号令に対しても引続き適用されるか、又は今後どのように適用されるかについては、入念な検討が必要であると思われる。

148号令の規定のほぼ全ての規定が213号令においても踏襲されたため、非保税貨物に対する評価管理に対しては大きな影響が生じていない。ただし、213号令の規定によると、保税貨物の国内販売に対する関税評価額に係る決定については213号が適用されない。従って、規定の条文から見れば、211号令及び213号令はそれぞれ独立したものと考えられる。213号令に引継がれた148号令の規定が、保税貨物の国内販売に対する関税評価について適用されるか否かについては、211号令及び我々が把握している税関からの情報によるとまだ明確にされていない。現時点において、明確にされていない点は主に下記のとおりである。

- ▶ 関税評価額に対する調整項目（例えば、ロイヤルティ、コミッション、再販売収益等）については、211号令において言及されていない。税関特殊監督管理区域から販売される貨物について、今後、上述の調整項目を考慮する必要があるか否か。もし調整が必要となる場合、どの法律又は規定（例えば、『中華人民共和国輸出入関税条例』）に従うべきか。また、税関はどのように執行するか。
- ▶ もし税関が、企業が申告した保税貨物の国内販売時の関税評価額に対し疑問を持つ場合、最新の213号令に記載された比較的規範化され成熟した関税評価プロセス（例えば、価格の妥当性に関する質疑、価格交渉等）に従うか。そうでない場合、関税評価額に対し異なる見解が示された際、企業は税関とどのように交渉すればよいか。適用されるプロセスがあるか。
- ▶ また、税関特殊監督管理区域外への「国内販売価格」について、税関はどのように調査、確認を行うのか。また、当該区域内で発生した利益についても課税対象となるか等については、211号令において詳細な解釈と説明がない。



新たな関税評価方法により、多くの重要な内容が明確化、又は補足された。ただし、国内販売貨物に対する関税評価額の評価については、今後、更に明確化される必要がある。従って、今後、新たな実施細則あるいは実務処理方法等を中国税関が公布し、実質的な規定及びプロセス及び税関内部の権限区分につき更に明確化することが期待される。

結論

211号令及び213号令の公布は、2006年に税関総局が148号令を公布して以降の約八年間において、中国税関が行った唯一の輸入貨物の関税評価の審査方法に対する重大な調整と考えられる。数多くの具体的な問題が明確にされた。また、従来の規定に対する修正及び補足も行われた。ただし、まだ明確にされていない問題がある点については留意を要する。また、上述の改定により、中国税関による関税評価方法が更に複雑化する可能性もある。そのため、必要に応じ、税務及び関税の専門家への確認が推奨される。



連絡先

罗伯特·史密斯， 合伙人
亚太区间接税务主管
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

北京
梁因乐， 合伙人
+86 10 5815 3808
kenneth.leung@cn.ey.com

田舒， 合伙人
+86 10 5815 2159
shu.tian@cn.ey.com

香港及华南区
林超苏， 合伙人
+86 755 2238 5780
michael-cs.lin@cn.ey.com

上海
唐兵， 合伙人
+86 21 2228 2294
bryan.tang@cn.ey.com

周濤宇， 合伙人
+86 21 2228 2178
kevin.zhou@cn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000499

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china